

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	NTT ドコモビジネス株式会社 東京都千代田区大手町二丁目3番1号大手町プレイスウエストタワー
工事等の名称	Universal One サービス・Smart Data Platform サービス
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	通信費
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	月額 最大 783,750 円
工事等の概要	Universal One サービス・Smart Data Platform サービスの利用契約
随意契約の理由	地方公共団体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、基幹系 20 業務システムを国が仕様を定める標準化システムへ移行し、ガバメントクラウド上で運用することが義務付けられている。ガバメントクラウド接続サービスは、各自治体が庁舎からガバメントクラウドへ接続する手段として、デジタル庁が指定した通信回線サービスである。 また、本市は、令和7年1月6日から、標準化された住民記録関連システムをガバメントクラウド上で稼働しており、さらに、その他福祉関連や生活保護、健康管理等のシステムについても令和7年度中の稼働を目指し、ガバメントクラウド利用予定であるため、ガバメントクラウドへ接続するための通信回線は必須である。 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社においては、ガバメントクラウド接続サービス提供事業者としてデジタル庁が公募を行い、落札した事業者である。 従って、本業務については、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 167

	条の2第1項第2号の規定を適用し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者からのみ見積書を徴するものである。
--	--